

各位

2016年1月
郵政「65歳解雇裁判」原告団
郵政「65歳解雇裁判」支える会
郵政産業労働者ユニオン

郵政「65歳解雇裁判」控訴審に対する署名のお願い

郵政「65歳解雇」裁判に対する日頃のご支援に感謝いたします。

郵政グループ各社が就業規則を一方的に変更し、2011年9月末に65歳以上の非正規社員1万2,245人を雇止めし、今なお65歳を超えた非正規社員の「首」を切り続けていることに対し、雇止めの撤回と65歳雇止めを定めた就業規則の無効を求めた裁判は、昨年7月日、東京地裁で原告敗訴の不当判決が出されました。これに対し原告全員が控訴し、現在、東京高裁で控訴審が続いております。

東京地裁の判決は、多くの点で事実認定を誤っているばかりでなく、65歳を超えると個人差があり仕事で事故がおきる可能性があるがそれを個別に判断するのは煩雑で紛争のコストがかかる、という会社の主張する65歳雇い止めの「合理性」を鵜呑みにしました。その点で、非正規労働者を使い捨て、高齢者を不当に差別し、憲法の保障する生存権や働く権利を侵害する誤った判断と言わざるを得ません。

少子・高齢化が急速に進む中で、高齢者もその体力と能力に応じて働き、若い世代と共に社会を支えて行くことが求められています。それゆえ、政府も「70歳まで働ける社会と企業」を基本政策としています。「65歳雇止め」はこうした政府の基本政策にも反するもので、地裁判決は社会の流れに反するものです。

原告は、不当な地裁判決を覆すべく全力でたたかっており、支える会と郵政産業労働者ユニオンも支援に全力を上げています。その取り組みのひとつとして、東京高裁への要請署名を以下のとおり取り組んでおりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

集約日：（第一次）2016年3月末日 （第二次）5月末日 （最終）判決まで

*集まった分だけでも第一次集約日にお送り頂けるようお願いいたします。

送付先：〒101-0021

千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502号「郵政共同センター」内

「郵政非正規社員の65歳無効裁判支える会」宛

T E L 03-3837-5391 F A X 03-3837-5392

* 署名用紙につきましては、必要数を増刷り頂きますようお願いいたします。

平成27年（ネ）第4778号、地位確認等請求控訴事件

控訴人 丹羽 良子 他8名 被控訴人 日本郵便株式会社

郵政 65 歳解雇裁判についての緊急要請書

東京高等裁判所第 23 民事部 裁判官水野邦夫様 新谷晋司様 伊藤正晴様

日頃の、社会正義実現のためのご活動に敬意を表します。

郵政グループ各社は、2011 年 9 月末、65 歳以上の非正規社員 1 万 2,245 人を「雇止め」しました。しかし、職場では非正規社員が半数を占め、65 歳以上の人も熟練した能力によって仕事の重要部分を担い、長期間働いてきたのが現実です。その熟練労働者の「雇止め」＝解雇により、郵便業務は混乱し、今も人手不足が続き、ユニバーサルサービスに重大な支障が出ています。

65 歳雇止めを定めた就業規則が導入されるに際して非正規社員には全く知らされず、採用時には「年齢に関係なく体の続くかぎり働いてください。」と言われてきました。今になって 65 歳を理由に雇止めするのはあまりにも理不尽です。非正規社員は正社員の約 3 分の 1 の低賃金と低待遇の下でも懸命に働いてきました。退職金は無く、年金も低水準で賃金も安い貯蓄も乏しく、働かなくては生活していけません。

原告らは、本件雇止めの無効を求めて東京地裁に提訴しましたが、東京地裁は原告らの訴えを棄却しました。しかし、この判決は、多くの点で事実認定を誤っているばかりでなく、65 歳を超えると個人差があり仕事で事故がおきる可能性があるがそれを個別に判断するのは煩雑で紛争のコストがかかる、という会社の主張する 65 歳雇止めの「合理性」を鵜呑みにしました。その点で、非正規労働者を使い捨て、高齢者を不当に差別し、憲法の保障する生存権や働く権利を侵害する誤った判断と言わざるを得ません。

日本社会は、少子・高齢化が急速に進み、高齢者もその体力と能力に応じて働き、若い世代と共に社会を支えて行くことが求められています。それゆえに、政府も「70 歳まで働ける社会と企業」を基本政策としています。「65 歳雇止め」はこうした政府の基本政策にも反するものです。

裁判官におかれましては、以下の要求を踏まえ、非正規労働者の厳しい生活実態と少子・高齢化社会を直視し、高齢者差別を是正し働く権利を回復させる判断をされるようお願いいたします。

- 1 控訴人らの「雇止め」を無効とすること
- 2 被控訴人に損害賠償を命じること

氏 名	住 所

送付先：101-0021 千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502 号「郵政共同センター」内
「郵政非正規社員の 65 歳無効裁判支える会」宛

TEL 03-3837-5391 FAX 03-3837-5392

集約：(第一次) 2016 年 3 月末日 (第二次) 5 月末日 (最終) 判決まで

(団体用)

平成27年（ネ）第4778号、地位確認等請求控訴事件

控訴人 丹羽 良子 他8名 被控訴人 日本郵便株式会社

郵政 65 歳解雇裁判についての緊急要請書

東京高等裁判所第 23 民事部 裁判官水野邦夫様 新谷晋司様 伊藤正晴様

日頃の、社会正義実現のためのご活動に敬意を表します。

郵政グループ各社は、2011 年 9 月末、65 歳以上の非正規社員 1 万 2,245 人を「雇止め」しました。しかし、職場では非正規社員が半数を占め、65 歳以上の人も熟練した能力によって仕事の重要部分を担い、長期間働いてきたのが現実です。その熟練労働者の「雇止め」＝解雇により、郵便業務は混乱し、今も人手不足が続き、ユニバーサルサービスに重大な支障が出ています。

65 歳雇止めを定めた就業規則が導入されるに際して非正規社員には全く知らされず、採用時には「年齢に関係なく体の続くかぎり働いてください。」と言われてきました。今になって 65 歳を理由に雇止めするのはあまりにも理不尽です。非正規社員は正社員の約 3 分の 1 の低賃金と低待遇の下でも懸命に働いてきました。退職金は無く、年金も低水準で賃金も安い貯蓄も乏しく、働かなくては生活していけません。

原告らは、本件雇止めの無効を求めて東京地裁に提訴しましたが、東京地裁は原告らの訴えを棄却しました。しかし、この判決は、多くの点で事実認定を誤っているばかりでなく、65 歳を超えると個人差があり仕事で事故がおきる可能性があるがそれを個別に判断するのは煩雑で紛争のコストがかかる、という会社の主張する 65 歳雇止めの「合理性」を鵜呑みにしました。その点で、非正規労働者を使い捨て、高齢者を不当に差別し、憲法の保障する生存権や働く権利を侵害する誤った判断と言わざるを得ません。

日本社会は、少子・高齢化が急速に進み、高齢者もその体力と能力に応じて働き、若い世代と共に社会を支えて行くことが求められています。それゆえに、政府も「70 歳まで働ける社会と企業」を基本政策としています。「65 歳雇止め」はこうした政府の基本政策にも反するものです。

裁判官におかれましては、以下の要求を踏まえ、非正規労働者の厳しい生活実態と少子・高齢化社会を直視し、高齢者差別を是正し働く権利を回復させる判断をされるようお願いいたします。

- 1 控訴人らの「雇止め」を無効とすること
- 2 被控訴人に損害賠償を命じること

団体名		押印
代表者名		
所在地		

送付先：101-0021 千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502 号「郵政共同センター」内
「郵政非正規社員の 65 歳無効裁判支える会」宛
：TEL 03-3837-5391 FAX 03-3837-5392
集約：（第一次）2016 年 3 月末日 （第二次）5 月末日 （最終）判決まで